## 大気汚染防止法に基づく一般排出基準

	物 質		排出基準:mg/m³N	施設
	硫黄酸化物		地域の区分ごと, 排出	日の高さごと
	ばいじん		0.05~0.50 g /m <sup>3</sup> N	施設の種類、規模および新設、既設ごと
	有害物質	カドミウムおよび その化合物	1.0	カドミウム顔料などの乾燥施設, カドミウム化合物
				を原料とするガラス製造用の焼却炉、溶融炉
				銅,鉛,亜鉛の精錬用のばい焼炉,転炉,溶解炉,乾燥炉
		鉛およびその化 合物	30	銅, 鉛, 亜鉛の精錬用の焼結炉, 溶鉱炉
			10	鉛の二次精錬・二次製品(管,板,線,鉛蓄電池,鉛系顔料)用の 溶鉱炉
			20	鉛ガラス用の焼成炉、溶融炉
ば		塩素および塩化 水素	30 ( Cl <sub>2</sub> )	塩素反応施設・吸収施設など
い			80 ( HCI)	
煙			700 ( HCI)	廃棄物焼却炉
		フッ素, フッ化水素およびフッ化ケイ素	3.0	アルミニウム製錬電解炉(排出口)
			1.0	アルミニウム製錬電解炉(天井系)
			10	フッ化物を用いるガラス焼成炉,溶融炉
				リン、リン酸、リン酸肥料製造用などの反応施設、濃縮施設、
				溶解炉の一部
				フッ酸, トリポリリン酸ソーダ製造用施設の一部(吸収施設など)
			15	過リン酸石灰製造用の反応施設など
			20	リン酸肥料製造用の焼成炉、平炉
		窒素酸化物	130~180 ppm	施設の種類、規模および新設、既設ごと
				オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設で送風能力が
揮差	~件	性有機化合物		7000 m3 h <sup>-1</sup> 以上のもの
	C)C)			工場製品の洗浄施設(乾燥施設を含む)で、洗浄剤が空気に
				接する面の面積が5 m <sup>2</sup> 以上のもの
		to den is a	400~60 000 ppmC	施設の種類および規模ごと
粉	_	投粉じん	量的規制は行わない	
じん	特定 粉じ	石 綿	敷地境界線において	石綿製品製造工場
. 0	70		石綿繊維10 本 /L	
有法法		ノゼン 	50~1500 <sup>*1</sup>	施設の種類、規模および新設、既設ごと
物質	トリ	クロロエチレン	150~500 <sup>*1</sup>	施設の種類、規模および新設、既設ごと
*1	テト	・ラクロロエチレン	150~500 <sup>*1</sup>	施設の種類、規模および新設、既設ごと

<sup>\*1</sup> 指定物質抑制基準.

## 有害大気汚染物質にかかわる指針値

物質	指針値 <sup>*1 単位:</sup> μ g/ m <sup>3</sup>
アクリロニトリル	2
塩化ビニルモノマー	10
水銀およびその化合物	0.04
ニッケル化合物	0.025
クロロホルム	18
1,2-ジクロロエタン	1.6
1,3-ブタジエン	2.5

<sup>\*1 1</sup> 年平均値